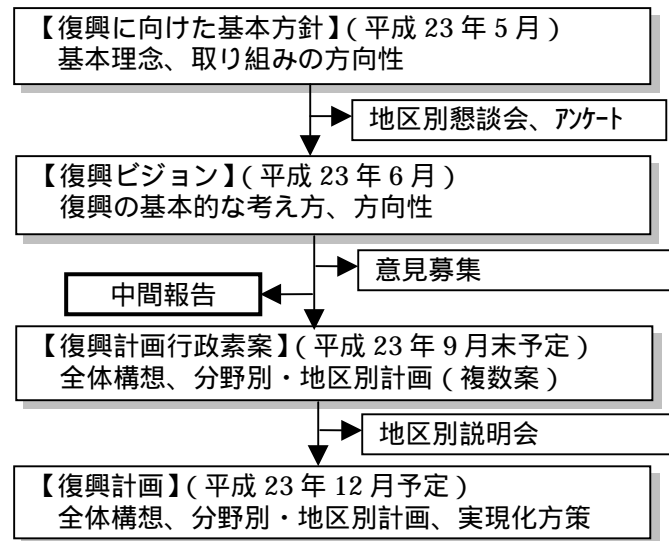


復興計画の策定に向けて（中間報告）

1. 復興計画策定までの流れ

現在、9月末に予定している復興計画行政素案の策定に向けて、検討を進めているところです。復興計画行政素案の公表後に地区別の説明会を開催し、皆さまの意見を伺い、詳細な検討や関係機関との協議を進めながら12月に復興計画を策定する予定です。

本資料は復興計画行政素案の中間報告であり、復興計画の構成（案）及び土地利用と交通体系の基本的な考え方を示したものです。



2. 復興計画の構成（案）

現在、以下のような構成（案）に基づき復興計画策定作業を進めています。

1. はじめに（復興計画の位置づけ）
2. 基本理念
3. 復興の基本的考え方（計画期間、復興の主体）
4. 復興の全体構想（土地利用、交通体系、防災施設）
5. 分野別復興計画（津波から命を守るまちづくり、産業の早期復旧と再生・発展、住民が主体となった地域づくり、復興推進体制の構築）
6. 地区別復興計画
7. 復興の各段階（復旧期、再生期、発展期）におけるまちづくりの姿
8. 計画の実現に向けて（諸課題、必要事項の整理）

3. 土地利用と交通体系の基本的な考え方

土地利用と交通体系については、以下のような考え方にに基づき検討を進めています。

【土地利用の基本的な考え方】

被災していない区域は、極力改変しない方向で土地利用を再編する。
 住宅地は、津波による被災の危険性の低い区域に配置する。
 産業地等は、十分な避難対策を講じることを前提として利便性の高い地域に配置する。
 防災機能を有する公園緑地を配置する。

【交通体系の基本的な考え方】

災害時の緊急輸送機能・広域避難機能を担う広域交通網を整備する（三陸縦貫自動車道等）。
 産業系土地利用における発生集中交通を処理するための幹線道路を整備する（国道45号等）。
 災害時にも寸断されない高台間連絡ネットワークを整備する（災害時の代替道路）。
 低地部から高台へと速やかに移動できる避難道路を整備する。
 施設の安全性確保や利用者の利便性向上を前提として鉄道の早期復旧を目指す。

【中間報告：土地利用イメージ（案）】

- ・本図面は、復興計画行政素案における土地利用イメージの検討段階のもので、
- ・図面内の居住候補地は、すべてを整備するものではありません。
- ・今後、詳細な調査、町民意見、関係機関との協議などにより、内容が大きく変わることがあります。

